

2023年12月28日

群馬県にお住いのお客さまへ

 昭和ガス株式会社

【ガス小売登録番号：D0108】

令和5年度群馬県LPガス利用者負担軽減事業についてのお知らせ (第2回)

日頃より昭和ガス株式会社をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、国際情勢を背景とした資源・エネルギー価格の高騰により、国内の物価上昇が続いているところでございます。

また、皆さまがご使用されておりますLPガスも料金が高騰していることから、家庭・企業等の負担軽減を図ることを目的として、群馬県による「群馬県LPガス利用者負担軽減事業」が実施されます。弊社といたしましても、お客さまの負担軽減に繋がられるよう、本事業への登録申請を行い参画いたします。

つきましては、群馬県でガスをお使いのお客さまには、令和6年1月分のガス料金について群馬県の支援金事業により上限1,500円の値引きを実施させていただきます。

なお、今回の支援事業活用に関しては、弊社が対象月のガス料金から値引きをいたしますので、お客さまの手続き等は一切不要です。

記

1. 対象期間

- a. 令和6年1月分のガス料金（検針分）

2. 支援対象

- a. 群馬県内でLPガスを使用する一般消費者等（家庭用や飲食店等の業務用）
b. 次の場合は、対象外となります。
 - 質量販売による供給先
 - 高圧ガス保安法に基づくLPガスの供給先
 - 国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎（国庁舎・県庁舎など）
 - 令和5年12月検針時までに弊社との契約を解除した場合
 - 令和6年1月分ガス料金のご請求がなかった場合

3. ガス料金値引き額と方法

- a. 1月分ガス料金の請求額よりご契約件数1件につき、上限税別1,500円を差し引いた料金の請求となります。
b. 1月分ガス料金の請求額が税別1,500円未満の場合、当該ガス料金が支援額となります。
c. 支援金額は、検針票又は請求書に記載させていただきます。
d. 詳細は、群馬県消防保安課のWEBサイト【（第2回）令和5年度群馬県LPガス利用者負担軽減補助事業】をご覧ください。
 - <https://www.pref.gunma.jp/page/620806.html>

4. お問い合わせ先

- a. 本社・三芳総合サービスセンター : TEL 049 (258) 5711
b. 坂戸・鶴ヶ島支店 : TEL 049 (286) 1643
c. 寄居営業所 : TEL 048 (581) 3811
d. 受付時間（全営業所共通） : 9:00-17:00（土日・祝祭日除く）